

- Q 1 申請者の要件はありますか
- Q 2 申請回数に制限はありますか
- Q 3 いばらき観光キャンペーン推進協議会の会員ではありません。申請できますか。
- Q 4 協賛金を納付していません。申請できますか。
- Q 5 申請から協賛決定、支払いまでの流れはどうなりますか。
- Q 6 すでに実施している事業も対象となりますか。
- Q 7 申請書、実績報告書等の提出方法に指定はありますか
- Q 8 申請に必要な書類はなんですか
- Q 9 追加募集の開始時期はいつごろですか。
- Q 10 協賛金額はいくらになりますか。
- Q 11 対象外となる経費の具体例はありますか。
- Q 12 どういった場合に変更申請が必要ですか。
- Q 13 実績報告に必要な書類はなんですか
- Q 14 実績報告の提出期限はありますか
- Q 15 複数の口座に分けて協賛金を受領することはできますか。
- Q 16 県の SNS 等で広報することはできますか。

Q 1 申請者の要件はありますか。

A 1

いばらき観光キャンペーン推進協議会の会員であることが要件となります。

- ① 協議会員
- ② 協議会員のみで作る団体

県内に支店、支部又は営業拠点等のない協議会員が申請する場合には、茨城県内の市町村又は観光協会等と連携して事業を行う必要があります。連携内容については、申請書内に記載ください。

なお、「団体」とは、要綱等を備え組織として成立しているものだけでなく、単に協力して事業を実施するものでもかまいません。団体の場合、申請は団体名又は代表する協議会員名をご記載ください。

Q 2 申請回数に制限はありますか。

A 2

同一の協議会員、協賛事業に対する協賛は、原則1回を限度とします。

例えば、すでに協賛決定を受けている「協議会員A」が構成員となっている「団体B」は、原則として申請はできません。

また、「団体A」が実施する「協賛事業X」に対し、「団体A」の構成員である「協議会員B」と「協議会員C」がそれぞれ単体で申請するなど、一つの事業に対して重複して申請することはできません。

ただし、事業主旨や内容が特に観光誘客に資すると認められる場合には、同一の協議会員による複数事業の申請も協賛対象とすることを検討いたします。複数の事業申請を検討する場合にはご相談ください。

Q 3 いばらき観光キャンペーン推進協議会の会員ではありません。申請できますか。

A 3

協賛事業の申請日時点でいばらき観光キャンペーン推進協議会の会員である必要があります。

申請書提出前に、入会申込書をご提出ください。

Q 4 協賛金を納付していません。申請できますか。

A 4

令和5年3月31日以前に入会しており、令和4年度分協賛金が未納の場合、申請はできません。

令和4年度分として協賛金を納付してください。

Q 5 申請から協賛決定、支払いまでの流れはどうなりますか。

A 5

協賛の流れは、下記の通りです。

①申請 → ②審査 → ③協賛決定通知送付 → ④事業実施 → ⑤中間報告 →
⑥実績報告 → ⑦審査 → ⑧協賛額確定通知送付 → ⑨請求 → ⑩支払

協賛額が確定するのは、実績に基づいた「⑦審査」後になりますので、「⑧協賛額確定通知送付」までは、協賛額が変更となる可能性があります。

概算払を希望する場合は、「③協賛決定通知送付」から「⑥実績報告」までの間に申請してください。

Q 6 すでに実施している事業も対象となりますか。

A 6

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われる事業であれば、申請前に事業に着手していても協賛対象となります。

ただし、申請前に事業が終了、完了している場合は協賛対象とはなりません。

Q 7 申請書、実績報告書等の提出方法に指定はありますか。

A 7

持参、郵送、メール等いずれの手段でも問題ありません。いずれも提出期限必着となります。

なお、決定にあたっては、協賛の可、不可に関わらず結果をご連絡いたしますので、提出期限から2カ月を超えても連絡がない場合は、事務局までお問い合わせください。

Q 8 申請に必要な書類はなんですか。

A 8

申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ①申請書（様式第1号）
- ②企画書
- ③収支計画書
- ④会社・団体概要のわかるもの（市町村・観光協会の場合は不要）

詳細な記載内容については、申請書（様式第1号）別紙に記載がありますので、ご確認ください。

上記のほか、必要と思われる書類があればあわせてご提出ください。

Q 9 追加募集の開始時期はいつごろですか。

A 9

一次募集の締め切り日は令和5年4月28日です。

二次募集の締め切り日は令和5年5月31日です。いずれも提出期限必着となります。

二次募集終了後、追加募集については、予算状況により決定しますが、現時点では追加募集を行うかどうかも含めて未定です。

募集開始の際には、HPへ掲載するほか会員宛てにメールで通知します。

Q 10 協賛金額はいくらになりますか。

A 10

100万円を上限として審査により決定します。

審査項目については下記のとおりです。

審査項目		審査内容
(1)	収益性	事業内容に見合った適切な経費の計上がされているか
		資金調達方法について実現性・具体性があるか
		次年度以降の資金調達方法について実現性・具体性があるか
(2)	集客性	想定される集客人数・事業規模等
		集客力（話題性）があるか
(3)	新規性	事業内容に新規性があるか
(4)	実現性	具体的かつ実現可能性のある詳細な事業計画か
(5)	広域性	他事業者や市町村と連携した事業となっているか
(6)	安全性	イベント誘導、安全計画、警備計画などがされているか
		誰もが参加できる、利用できる取り組みがされているか
(7)	DCとの関連性	DCのキャッチコピーである『体験王国いばらき』又はテーマである「アウトドア」「食」「新たな旅のスタイル」のいずれかに沿った事業となっているか
		DC期間中又はDC期間に向けた企画となっているか
(8)	総合評価	事業企画の総合評価

具体的な協賛額は、事業ごとに異なりますので事前に見込み額を確認したい場合、事業概要などをご用意のうえ、事務局までお問い合わせください。

Q 1 1 対象外となる経費の具体例はありますか。

A 1 1

(1) 1点5万円以上の消耗品費

税込みの取得価格が1点5万円を超える場合は対象経費として認められません。

(2) 事業期間外が含まれる委託契約、レンタル契約等に係る費用

例えば、HPサーバーレンタル代など事業対象外の期間を含む契約となっている場合等は対象経費として認められません。

(3) 本協賛金以外の補助金又は協賛金が充当される費用

令和5年度新観光プロジェクト応援事業以外の団体（国、県、市町村等を含む）から補助金や協賛金を受領していても申請可能ですが、受領した補助金、協賛金分は対象経費から除きます。

(4) その他会長が適当でないと認めた費用

支出目的が社会通念上適当でないものや、事業目的異なるものの購入費用等が含まれる場合等は、協賛対象と認められません。

対象経費として認められるか判断が困難な場合は、事務局までお問い合わせください。

Q 1 2 どういった場合に変更申請が必要ですか。

A 1 2

変更申請の必要のない「軽微な変更」の具体例は以下のとおりです。

- ①事業名称のみの変更
- ②悪天候等の事由による事業期間の順延

事業内容の変更、上記によらない事業期間の変更等の場合は、変更申請を行ってください。変更申請の際には再度審査を行い、協賛額が変更となる場合があります。

また、変更申請は事業実施前に行ってください。変更申請を行わず、当初の事業計画と異なる事業を行った場合には、その全部又は一部を協賛対象外とする場合があります。

変更申請にあたるか判断が困難な場合、事務局までお問い合わせください。

Q 1 3 実績報告に必要な書類はなんですか

A 1 3

実績報告に必要な書類は以下のとおりです。

- ①実績報告書（様式6号）
- ②事業実績報告書（成果物、現地写真等を含む）
- ③収支決算書
- ④支出根拠のわかるもの（領収書やレシートの写し、通帳の写し等）

※協賛対象経費以外が含まれる場合、対象経費部分にマーカーを引くなど、対象経費であることが明確にわかるようにしてください。

詳細な記載内容については、実績報告書（様式第6号）別紙に記載がありますので、ご確認ください。

上記のほか、必要と思われる書類があればあわせてご提出ください。

Q 1 4 実績報告の提出期限はありますか

A 1 4

事業終了後60日以内又は令和6年3月31日までのいずれか早い日までとなります。
なお、「事業終了」とは、事業に係る支払いがすべて終了した時点とします。

Q 1 5 複数の口座に分けて協賛金を受領することはできますか。

A 1 5

できません。

概算払いを請求した場合を除き、協賛金は一括して申請者の口座へ振込となります。

Q 1 6 県の SNS 等で広報することはできますか。

A 1 6

いばらき観光キャンペーン推進協議会の運営する各媒体（ホームページ、Twitter、Line）で広報可能です。原稿案、広報用画像などを提供ください。

原稿案等につきましては、掲載希望日の1週間前までにご提供ください。

なお、掲載媒体については事業規模・内容等を考慮し事務局にて選定します。